平成 22 年度　事務事業事後評価調書（平成　21　年度事業）

整理番号	5	―	34

1　事務事業の表示

※ ■ ： 該当

事務事業名	障害者自立支援給付事業					
評価者	担当課名		保健福祉課	担当係名		社会福祉係
	管理職	職名	課長	作成者	職名	係長
		氏名	葛西隆		氏名	前田忠和
事業の概要	障害者自立支援法に基づく、障がい福祉サービスの利用に対する支援費を支給している。					

全体計画	/単年度繰返
（平成 20 年度～ 24 年度）	
事業費 国・道支出金	280,685 千円
地方債	千円
その他	千円
一般財源	94,315 千円
事業費計	375,000 千円

実施方法	■ 直営	□ 民間委託	□ その他（　）
第 5 期 総合計画（前期）	■ 登載事業	□ 非登載事業	優先度 B

事業の位置付け			
政策目標	2	ぬくもり・雄武～保健・医療・福祉の充実～	
基本施策	9	障がい者支援の充実	
単位施策	1	自立支援対策の推進	
事務事業の種類	■ 自治事務	□ 法定受託事務	
その他計画・根拠等	障害者自立支援法		

事業費 実施年度	20年度（実績）	21年度（実績）	22年度(見込)	23年度(計画)	24年度(計画)
国・道支出金	58,202 千円	63,025 千円	67,662 千円	56,137 千円	56,137 千円
地方債	千円	千円	千円	千円	千円
その他財源	千円	千円	千円	千円	千円
雄武町負担額（一般財源）	14,753 千円	20,306 千円	22,670 千円	18,863 千円	18,863 千円
合計	72,955 千円	83,331 千円	90,332 千円	75,000 千円	75,000 千円

2　事務事業の目的・内容（Plan・Do）

【誰、何が（対象）】	町民	望ましい指標（目的達成状況を最も端的に表す理論上の成果指標）		
【抱える課題やニーズは】	障がい者の自立を求める意識が強まる一方、障がい者を取り巻く環境は未だ不利なものが多く、改善が必要である。	事業の継続		
		指標（指標計算式／解説）	目標値及び実績値	
【どのような状態になることを目指したのか（意図）】	施設に入所している障がい者等が安心して地域で暮らせるとともに障がい者の自立を促進させる。	① 事業数	目標年度	平成21年度
			目標値	4 事業
			実績値	4 事業
			達成度	100.0 %
【その結果、どのような成果を実現したいか】※成果＝目的	障がいの有無に関わらず、地域で共に暮らせる町づくりを実現する。	②	目標年度	
			目標値	
			実績値	
			達成度	%

内容（どのような手段で何を行ったか）	
①障害福祉サービスの給付	障害程度区分の認定及び町の定める支給決定基準に基づき、障がい者が利用する福祉サービスの支給決定を行い、利用実績に基づく給付費を扶助する。

3　事務事業の評価（Check）

（1）事務事業の必要性（町民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か、町が担う必要があるか。当該事務事業を実施しない場合の支障、既存事務事業との機能重複や見直しによる対応可能性）

必要 必要／概ね必要／課題あり	■ 義務的なもの □ 全部 ■ 一部	障害者自立支援法に基づく、給付費の扶助を行うことは、欠くことはできないものであり、事業を維持することは町の責務である。当該事業を実施しないと、福祉サービスの利用を必要とする障がい者本人やその家族に影響を及ぼす。

(2)事務事業の有効性（期待する効果が得られたか）

有効 有効／概ね有効／課題あり	設定した目標値の達成状況 ■ 達成 □ ほぼ達成 □ 下回る	当該事業を実施したことにより、障がい者の福祉サービスの適正な支給決定を行うことができた。

(3)事務事業の効率性（コストに見合った効果が得られたか、計画上のコストを下げる工夫をしたか）

効率的 効率的／概ね効率的／課題あり	判断の理由 □ 事業費抑制 □ 人員削減 ■ 時間短縮・作業軽減 □ その他	障害福祉システム導入により、事務に要する時間及び作業が軽減された。

(4)事務事業の公平性

公平 公平／概ね公平／公平でない	判断の理由 ■ 受益者負担がある □ 受益者負担がない □ 受益が一部に偏る ■ その他	障害者自立支援法に基づく給付事業であり、公平性は保たれている。また、毎年、所得状況等を調査し、利用者負担額の見直しを行っている。

4　総合評価【A～D】

A：計画通り事業が進んでいる。目標が達成された。今後も計画通り事業を進めることが適当　等
B：ほぼ計画通りに進んでいるが目標に達成していない。事業の進め方に改善が必要　等
C：当初の計画を達成できていない。事業規模、内容、実施主体等の見直しが必要　等
D：事業効果が表れていない。事業の統合、休・廃止の検討が必要　等

自己評価（一次評価）	評価会議評価（二次評価）	町長評価（三次評価）
A		
障がい福祉サービスを必要とする障がい者にとって、給付費の扶助は必要不可欠であり障がい者の生活と福祉の向上を図るため事業を進めることが適当と判断する。		

今後の展開方向
（Action）

継続／現状維持		
障がい福祉サービスの給付費の支援については、障害者自立支援法にも規定されており、町が実施することは責務であり現状維持が適当である。		

＊展開方向の区分
○ 継続／現状維持又は拡充又は縮小又は統合又は内容の見直し・変更　○ 終了　○ 休止　○ 廃止

5　その他特記事項（アンケート調査など外部評価を受けた場合は、その旨記入）